

■心身障がい者福祉

①障害福祉サービス

障がい者の自立した生活を支援します。

内容 居宅介護、生活介護、短期入所、就労継続支援、グループホームなどの居宅生活や障害者更生施設などへの入所・通所の支援

短期入所、就労継続支援、グループホームなどの居宅生活や障害者更生施設などへの入所・通所の支援

料金 原則経費の1割負担
※ただし、課税・収入状況に応じて負担上限があります。

料金 原則経費の1割負担
町民税非課税世帯の利用者負担が変わります

料金 原則サービス料の一割負担と食費などの実費負担
※ただし課税・収入状況などに応じ減免制度があります。

料金 原則サービス料の一割負担と食費などの実費負担
町民税非課税世帯の利用者負担が変わります

障がい者の身体機能を補完・代替するものを装着することにより、自立した生活を支援します。

条件 身体障害者手帳所有者で、障がいにより必要なかた

料金 原則経費の1割負担
※ただし、課税・収入状況に応じて負担上限があります。

障がい者の身体機能を補完・代替するものを装着することにより、自立した生活を支援します。

②補装具費支給事業

④地域生活支援事業

⑥重度障がい者介護者激励金

⑨特別障害児福祉手当

③日常生活用具給付事業

障がい者（児）が日常生活を営むうでの困難を改善し、自立した生活を支援します。

条件 障害者手帳所有のかた

利用 ストマ、おむつなどの給付、便器、手すり、住宅改修費給付など。

条件 免許取得・改造助成事業など。
条件 身体・知的・精神障がい者（児）で支援が必要なかた

料金 原則サービス料の一割負担と食費などの実費負担

条件 身体障害者手帳所有の所得税非課税のかたで、生活保護法などにより通院交通費の助成を受けていないかた

給付 人工透析療法を受けるための通院交通費の助成を行います。

年4回支給（月額）

条件 身体障害者手帳所有の所得税非課税のかたで、生活保護法などにより通院交通費の助成を受けていないかた

内容 障がい者の自立した生活を支援するため、相談業務を委託しています。

内容 障がい者やご家族の悩みや相談に対し、専門的な職員が相談を受け、そのかたにあつた支援を行います。生

活に関する悩みなどがありま

したらご相談ください。

条件 自立支援医療費を支給し、福祉の増進を図ります。

給付 年間福祉タクシーカード（600円12枚綴）を1冊交付。腎臓障害で透析のため通院のかたは2冊。

条件 更生病療・精神通院医療の対象疾病を有するかたで、一定所得未満のかた

給付 医療保険の個人負担分の一部を給付（課税・収入状況などに応じて給付額が異なります）

条件 精神または身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活において特別の介護を必要とするかたに手当を支給します。

給付 病院などに3カ月以上入院、または施設に入所してないかた、本人及び扶養義

務者で一定所得未満のかた

給付 20歳以上2万6440円
20歳未満1万4380円

年4回支給（月額）

⑩障害者相談支援事業（無料）

